

平成22年(行ウ)第5号 行政委員月額報酬支出差止等住民訴訟請求事件

原告 寺町知正 外46名

被告 岐阜県

答 弁 書

平成22年11月4日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

〒500 - 8812

岐阜市美江寺町2-1 蚕糸会館3階

山田貞夫法律事務所

被告訴訟代理人弁護士

TEL.058-266-6318 FAX. 058-266-6317



〒500 - 8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁内

被告指定代理人

高 木 敏



同

中 根 基



同

海 野 伸



同

内 木



同

嶋 崎 敏



第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

(適法な監査請求前置の欠如)

- 1 地方自治法（以下、単に「法」という。）242条の2の規定に基づき住民訴訟においては、監査請求前置主義が採られている。その趣旨としては、当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって、予防、是正させることが地方自治の本旨に合致すること、費用をかけずに迅速な処理が可能となると、不当事項の是正もなされ得ること等が挙げられる。

したがって、住民監査請求を経たといえるためには、監査委員による監査時点で、違法又は不当についての実体的判断による予防の機会が与えられることが必要である。つまり、法242条に規定する住民監査請求を適法に経た場合のみ住民訴訟を提起することができるものであり、住民監査請求を適法に経ていない場合には訴えが却下されるべきである。

ところで、原告らは、大津地方裁判所平成21年1月22日判決を引用し、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の非常勤である各委員へ月額によって報酬を支払うと定める岐阜県各種委員等給与条例（昭和23年岐阜県条例第48号、以下「各種委員等給与条例」という。乙第1号証）は、法203条の2第2項に反し、同条例に基づき各委員に対する月額による報酬支払も法204条の2の規定に反し違法であるとの主張を前提に、

- ① 各委員への月額報酬の支出を差し止めること
- ② 1人1回の会議で2万円を超えて支給された報酬の返還
- ③ 知事等権限のある者が報酬の返還を請求するように勧告すること

を求める住民監査請求を平成22年2月12日に行っているが、同住民監査請求は、同年3月26日に不適法却下されており、適法な監査請求前置を経たとはいえない。

すなわち、住民監査請求の対象は、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担又は公金の賦課・徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計上の行為」という。）に限られるべきところ、当該住民監査請求は条例そのものの違法性についての主張であり、

財務会計上の具体的行為の違法性、不当性の主張とは認められず、住民監査請求の対象とはならないものとして、不適法却下されたのであるから、原告らの訴えは住民監査請求前置の要件を欠く不適法なものであり、却下を免れない。

2 また、当該住民監査請求においては、支給された報酬のうち、1人1回の会議で2万円を超えて支給された額について返還するよう請求しており、本訴における請求の趣旨2項とは異なる。したがって、少なくとも監査請求において請求されていない部分については、住民監査請求前置の要件を欠いたものであり、速やかに却下されるべきである。

○ 第3 本案の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。

なお、訴状の別紙月額報酬等目録の月額報酬欄記載の月額報酬は、知事の給与等の特例に関する条例（平成21年岐阜県条例第41号。乙第2号証「平成21年4月1日施行」。乙第3号証「平成22年4月1日施行」）の規定により別紙「行政委員会の非常勤委員の月額報酬」とおり、支給額が改定されている。

第4 請求原因に対する認否

- 1 第1の1の事実は、不知。
- 2 第1の2の事実については、概ね認める。なお、「公安委員会」とあるのは「公安委員会」の誤りである。
- 3 第1の3の事実について、訴状別紙月額報酬等目録の委員氏名欄記載の者が岐阜県の非常勤の職員であり、地方公務員法上の特別職としての身分を有することは認める。
- 4 第2の事実については、原告らという「本件委員ら」の報酬の額が各種委員等給与条例2条により同条例別表に規定されている（乙第1号証）ことは認めるが、その余は否認する。

○ 訴状別紙月額報酬等目録の月額報酬欄に記載されている月額は、いずれも平成21年3月時点の報酬の額であるが、岐阜県における現下の厳しい財政状況にかんがみ、「知事の給与等の特例に関する条例」（乙第2号証、乙第3号証）に基づき、各委員会の委員の報酬について、平成21年4月から平成22年3月までの間は100分の7、平成22年4月以降は100分の14を減額している。したがって、平成21年2月から同年3月までの各委員会の委員の報酬額については、訴状別紙月額報酬等目録の月額報酬欄に記載されている月額であるが、平成21年4月から平成22年3月まで及び平成22年4月以降の各委員会の委員の報酬額は別紙「行政委員会の非常勤委員の月額報酬」記載のとおりであり、訴状別紙月額報酬等目録の支給額合計欄の記載は誤りである。
- 5 第3の1の主張については、争う。

○ 各委員会の委員の報酬についての額の規定及び支給の規定については、先に述べたとおりである。各種委員等給与条例（乙第1号証）は、法203条の2第2項ただし書に基づき、岐阜県議会において適法に定められたものである。
- 6 第3の2の主張について、法203条の2第1項及び同条第2項の規定が存

することは認めるが、その余は争う。

法203条の2第2項本文は、非常勤職員に対する報酬の原則を規定したものであるが、同項ただし書においては、非常勤職員には多くの職種が含まれ、その中には、執行機関である行政委員会を構成する委員など、当該委員の職務内容が、単に委員会に出席するのみではなく、それ以外、すなわち実際に出勤して勤務をしていない場合でも、職務に関連した調査・研究等をしていることがあるといった勤務の態様、職務の内容及び職責等に照らし、勤務日数に依じた報酬の支給をしたのではかえって不都合を来す職種もあるので、一部の者については、条例制定権限を持つ議会の裁量により、各地の実情や当該非常勤職員の勤務の態様や職責等に照らし、月額報酬等日額制以外の方法による報酬支給を認めたものである。

原告らは、法203条の2第2項本文において、非常勤職員の報酬は「勤務日数に応じてこれを支給する」と規定されている趣旨について、非常勤の職員に対する報酬は生活給としての性格を有さないとしている。しかし、非常勤の職員は、他の職場で常勤若しくは非常勤の形態で勤務する者や当該非常勤の職員としての勤務のみの方など様々であり、当該非常勤の職員として勤務したことによって受ける報酬なしでは、生活を維持することが困難である者がいることを必ずしも否定できない。よって、非常勤の職員に支給される報酬は生活給としての性格を有さないと断じる原告らの主張は妥当ではない。

同項ただし書については、他の非常勤の職員の報酬について、法律上その額、支給方法について、基準、原則等により制約したり具体的に定めたりしたものは存在しない。したがって、どのような場合に同項ただし書に基づき、「特別の定め」としての条例を制定するかどうか、制定するとしてどのような内容のものとするかについては、当該地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられているものである。

7 第3の3の事実を、否認する。

確かに、本件各委員らの勤務実態の一部に原告らが列挙したものが存するものの、勤務実態の一部を断片的に列挙したものに過ぎない。そもそも、被告の主張（第5）において後述するとおり、各委員会の委員の職務は外形的にその勤務の量を数量的に把握可能なものみに尽きるものではない。原告らが列挙した内容は、執行機関である各委員会の委員がその権限を果たすために行う職務の全体を捉えたものとは言えず、到底認められない。

8 第3の4の主張については、争う。

原告らは、請求の原因第3の3に列挙した勤務実態は、常勤の職員とは全く異なるものと主張する。しかし、列挙した勤務実態は、定例会の開催回数には記載されているものの、それ以外の勤務については、勤務日数に関わる記載はないことから、勤務の量がどの程度であるかを示したものは到底認められず、原告の「常勤の職員とは全く異なる」と主張する根拠は示されていない。そもそも、第5において後述するとおり、各委員会の委員の職務は外形的にその勤務の量を数量的に把握可能なものみに尽きるものではないのであって、原告らの主張は相当ではない。

9 第3の5の主張については、争う。

各委員の報酬は、法203条の2第2項ただし書に基づいて議会で制定された各種委員等給与条例等の規定に従って支給されているものであり、何ら支出を差し止める原因となる違法な点はない。

10 第4の1の主張については、争う。

既に述べたとおり、本件支給は適法に制定された各種委員等給与条例等の規定に基づき、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）等による規定に従って行ったもので、職務に従事した各委員らに対し、法203条の2第1項の規定により報酬を支給しなければならないのであるから、何ら違法な点はない。よって各委員に不当利得は存せず、岐阜県に不当利得返還請求権は存在しない。

11 第4の2の主張については、争う。

12 第5について、原告らが住民監査請求をし、当該請求につき、監査委員が却下したことは認める。

第5 被告の主張

1 法203条の2第2項の規定の趣旨

(1) 昭和31年の地方自治法改正の経緯

法203条の2第2項は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号。同年9月1日施行）により新たに追加された規定である。

改正にあたっては、当時の第24回国会において、当初の政府提出法案では、非常勤の職員に対してはすべて勤務日数に応じて報酬を支給するとされていたところ、執行機関である行政委員会の委員は、単に会議に参加するだけではなく、その職務の内容や勤務の態様に照らして日額制は相当ではない等の反対意見が出されたことから、議員提案により、同項ただし書を追加することで、条例で特別の定めをした場合は月額制等、日額制以外の方法によることを可能とし、いずれの方法によるかは各地方公共団体の自主的な判断に委ねるものとする修正案が提出され、その後、衆参両議院において可決、成立したものである。

(2) 国会における審議内容

同項ただし書を追加する修正案の要旨については、昭和31年5月15日開催の衆議院地方行政委員会の審議において、修正案の提案者の一人である鈴木直人衆議院議員は、政府提出法案に対して「非常勤の職員のうちにおきましても、例えば教育委員会の委員とか、選挙管理委員会の委員とか、人事委員会の委員とか、公安委員会の委員とか、あるいは地方労働委員会の委員とか、農業委員会の委員というような、主として執行機関に属

しているところの委員会の委員も、この非常勤職員のうちの職員となっておる次第であります。もちろん常勤の職員もあると思いますが、非常勤のこれらの委員につきましては、勤務日数に依じてこれを支給するようになるのであります。これらの委員の方々は、主として特別職に属する方々でございますので、特に府県市町村等の地方公共団体において、条例をもって勤務日数に応じて支給する方法と別の方法をもってこれらの報酬を支給する方法を定められた場合においては、その条例によるものであるというようなただし書きをここに挿入することが適当と存じまして、ただし書きを規定いたしましたのであります。」と説明している（乙第4号証，昭和31年5月15日開催の衆議院地方行政委員会審議記録）。

また、同月29日開催の参議院地方行政委員会の審議において、鈴木直人衆議院議員は「執行機関である委員会の非常勤の委員の-handed つきましては、これは特例を開くことが現実に即して妥当であるという考え方を持ちまして、そういうことからいたしまして、主として委員会の委員を頭に描いたために、条例で特別の規定をすることができるということに狭めたのであります。初めは政府原案を削除しようと考えました。削除いたしました、二百三条の一項によりましてあらゆる非常勤の職員が適用されることになりました、結局幅が広くなりますので、すべて委員会の委員につきましては特例を開きたいという考え方で、その判定を府県の条例にまかしたという結論に最終的には到達をいたしました次第であります。」、「結論的にはやはり条例によってそれぞれの府県市町村が、従来の慣習等に基きましてやることが時宜に適したことである、しかも条例が現在実施されております。ただし書きを規定すればその条例がそのまま生きていくという解釈の下に、特別な措置をしていかなくても現状が進んでいく結果になると考えまして、条例によって特別の規定をした場合にはこの限りでないという規定が、現実に即した、あまり摩擦のない方法であろう。

こういふふうに考え、かつ条例というものは自治体の自主的なものでありますから、この自治体の自主性を阻害しないものである、かえって尊重するものであるという理論も立ちまして、そういうような結論に与党野党一致いたしましたして、衆議院としては到達いたしましたような次第であります。」と説明している。(乙第5号証、昭和31年5月29日開催の参議院地方行政委員会審議記録)

(3) 法203条の2第2項ただし書の趣旨

昭和31年改正の経緯に照らせば、非常勤の職員の報酬については、原則勤務日数に応じて支給するいわゆる日額制によるべきとしたところ、非常勤職員の勤務の態様は様々であり、執行機関である行政委員会の委員に代表されるように、単に会議等に出席するのみが職務ではなく、それ以外の出勤を伴わない勤務として、職務に関連した資料や文献等を精査し、あるいは法令等を調査、研究をしているというような勤務の態様もあることから、ただし書を設けたものである。ただし書により、非常勤職員の一部の者については、各地方公共団体の自主的な判断により、非常勤職員の勤務の態様や職責等に照らし、月額制等、日額制以外の方法によって報酬を支給するという選択を認めているものである。

原告らは、請求の原因第3の2において、平成21年1月22日大津地裁判決を引用し、「同項ただし書は、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異ならず、常勤の職員と同様に月額ないし年額をもって支給することが合理的である場合や、勤務日数の実態を把握することが困難であり、月額等による以外に支給方法がない場合などの特別な場合について、条例の特別な定めにより、月額あるいは年額による報酬の支給を可能にしたものである。」と主張する。

しかしながら、当該判決は、法203条の2第2項ただし書に基づいて条例を定めることができる「特別な場合」について、「同項ただし書は、～

(中略)～月額等による以外に支給方法がない場合など」と判示されているとおり、いくつかの場合を例示しているのであって、「勤務の実態がほとんど常勤の職員と異なら」ない場合というのは、例示の一つに過ぎない。

また、同規定においては、非常勤の職員に対する報酬の支給につきその勤務日数に応じてする方法以外の方法によることができる基準が示されていないこと、同規定の制定に際しての国会での審議において、その適用がある場合を一定のものに限ることや当分の間の取扱いとして定めることが前提とされていたとわがわれない。

○ 2 岐阜県の各行政委員会の委員の職務について
(1) 職責等について

地方公共団体における行政委員会は、法律の定めるところにより置かれる執行機関としての権限を有する合議体である(法138条の4第1項、法180条の5)。

したがって、各行政委員会は、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関であり、知事等に対し意見を述べることとどまる附属機関(法138条の4第3項)と異なり、普通地方公共団体の長である知事と同様の執行機関である。

各委員は、執行機関である行政委員会の構成員として、日々職務に関連する識見の研鑽を積み、当該委員会の事務局を指揮監督し、法律で定められた各委員会の事務を自ら執行し、決定しているのである。また、各行政委員会が行った決定等について訴訟となった場合は、直接、訴訟の当事者となることもあり、各委員の職責は非常に重大なものである。

本件で問題となる行政委員の職責等について、次のとおり概要を示すが、その内容は膨大であるため詳細については、行政委員の勤務態様とともに追って述べる。

① 教育委員会

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）等の定めるところにより、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する（法180条の8、地方教育行政法23条）。教育委員会は、5人の委員を持って組織される。ただし、条例で定めるところにより、都道府県の教育委員会にあっては6人以上の委員をもって組織することができる（地方教育行政法3条）。委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、議会の同意を得て、知事が任命する（地方教育行政法4条1項）。

教育委員会は、その所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員などの任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する任命権者である（地方教育行政法34条、同法37条）。また、教育委員会の処分若しくは裁決に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表するものである（地方教育行政法56条）。

○ ② 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）等の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する（法186条）。選挙管理委員会は、4人の委員を以て組織される（法181条2項）。委員は、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、議会においてこれを選挙する（法182条1項）。

選挙管理委員会は、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙を管理する（公職選挙

法第5条)だけでなく、岐阜県議会の解散の請求、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の解職の請求の直接請求に係る事務等を行う(法76条、80条及び81条)。また、選挙の効力及び当選の効力に関して異議申立てに対する決定(公職選挙法202条1項、206条1項)、審査の申立てに対する裁決(同法202条2項、206条2項)を行う準司法的機能を有し、選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表するものである(法192条)。

○ ③ 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)等の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる(法202条の2、地公法8条)。人事委員会は、3人の委員をもって組織される(地公法9条の2)。委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、知事が選任する(地公法第9条の2)。

人事委員会は、不利益処分を受けた職員の不服申立てを受理し、これを審査し、審査の結果に基づいて、当該処分を承認し、修正し、又は取り消し等の裁決をする準司法的権限を有する(地公法49条の2第1項、50条)。また、人事委員会は、その処分又は裁決に係る行政事件訴訟法の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表するものである(地公法8条の2)。

○ ④ 公安委員会

公安委員会は、警察法(昭和29年法律第162号)等の定めるところ

るにより都道府県警察を管理する（法 180 条の 9 第 1 項，警察法 38 条 3 項）。公安委員会は，3 人の委員をもって組織される（法 38 条 2 項）。委員は，任命前 5 年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから，議会の同意を得て，知事が任命する（警察法 39 条）。

公安委員会は，警察の事務についてその運営の大綱方針を定めるなど，警察を管理するほか，古物営業の許可や暴力団の指定等も行っている〔古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）3 条，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）3 条〕。また，公安委員会は，その処分又は裁決に係る行政事件訴訟法の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について，当該地方公共団体を代表するものである（警察法 80 条）。

⑤ 労働委員会

労働委員会は，労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）等の定めるところにより，労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い，並びに不当労働行為に関し調査し，審問し，命令を発し及び和解を勧め，労働争議のあっせん，調停及び仲裁を行い，その他労働関係に関する事務を執行する（法 202 条の 2 第 3 項）。労働委員会は，使用者委員，労働者委員及び公益委員各 5 人の委員をもって組織される（労働組合法 19 条の 1 2 第 2 項，労働組合法施行令 25 条の 2）。使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて，労働者委員は労働組合の推薦に基づいて，公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て，知事が任命する（労働組合法 19 条の 1 2 第 3 項）。

労働委員会は，不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん，調停及び仲裁をすることができるなど，準司法的権限を有する（労働組合法 20 条，27 条）。また，労働委員会は，その処分に係る行政事件

訴訟法の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表するものである（労働組合法27条の23）。

⑥ 収用委員会

収用委員会は、土地収用法（昭和26年法律第219号）等の定めるところにより、土地の収用に関する裁決その他の事務を行う（法202条の2第5項）。収用委員会は、7人の委員をもって組織される（土地収用法52条1項）。委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する（土地収用法第52条3項）。

収用委員会は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、起業者からの申請に基づき権利取得裁決、明渡裁決を行うことができるなど、準司法的権限を有する（土地収用法47条ないし49条）。また、収用委員会は、その処分に係る行政事件訴訟法の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表するものである（土地収用法58条の2）。

(2) 勤務の態様等について

各委員会の委員の職務は、定例の委員会や総会をはじめ、全国会議や事案審理などの各種会議会合への出席、現地調査や視察、行政委員として各種公的行事へ出席するなど、勤務した量を出席回数等で数量的に把握が可能なものみに尽きるものではない。各委員は、実際に出勤して勤務をしていない場合でも、自宅や事務所等において、職務に附随する資料や文献等の調査・研究等、あるいは法令等を調査するなど、その勤務の量を数量的に把握し難い性質を有する職務をも行っているのである。

したがって、本件各行政委員は、その勤務量を勤務日数のみにより量ることが相当な職ではないものである。

(3) 各委員会の委員の勤務実態に関する原告らの主張について

原告らは、請求の原因第3の3において、平成21年4月から平成22年3月までの各委員の職務を限定的に列挙し、各委員会の委員の勤務実態は、常勤の職員とは全く異なるものと主張する。原告らは、当該列挙した職務のみをもって各委員の職務のすべてであるとの認識を前提に、法203条の2第2項に違反していると主張している。

しかし、原告が列挙したのは、定例会の開催回数と、その他の職務について簡単に記載されているのみで、これをもって常勤の職員とは全く異なるということではない。数量的に把握が可能な、全国会議や事案審理などの各種会議会合への出席、現地調査や視察、行政委員として各種公的行事へ出席するなどの過去の勤務態様等については、追って述べる。

また、そもそも、各委員会の委員の勤務は、既に述べたとおり、その勤務量を外形的、数量的に勤務日数などにより量ることが相当でない職である。原告らの主張は、各委員会の委員の職務の内容や特性あるいは職責についての考察を欠いたものであると言わざるを得ず、相当でない。

○ 3 各種委員等給与条例に違法性が無いことについて

非常勤職員の報酬については、「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、(略)に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定されており(法203条の2第1項)、「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている(同条第4項)。また、「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定されている(同条2項)が、他に非常勤の職員の報酬について法律上その額、支給方法について、具体的に定めたものは存在しない。

したがって、非常勤の職員に対する報酬の額及び支給方法については、地方公共団体の議会の裁量に委ねられており、当該議会の判断により議決により条例で定められるべきものとするのが法の趣旨であると解すべきである。

このことは昭和31年の地方自治法改正において法203条の2第2項ただし書が追加された趣旨とも符合するところである。

しかるに、非常勤の職員である各種委員の報酬及び支給方法について条例の定めがある以上、当該条例の制定に議会の裁量権の逸脱若しくは濫用がなない限り違法とはならないのである。

そして、本件各委員の職務の内容や勤務の態様からすれば、本件各委員の報酬について単に会議に出席するなどした日数に応じて支給するといった方法によることは妥当でなく、日数によって一律に評価し尽くせない事由もあることから、月額をもって報酬を支給するとした判断に裁量権の逸脱又は濫用はない。

また、本件各委員に支給される報酬の月額の水準についても、他の都道府県の報酬の額と比較してもそれぞれ、その月額平均以下であって、著しく高額なものであるということは到底できず、この点についても議会の裁量権の逸脱、濫用はないのである（乙第6号証）。

4 本件支出の適法性

原告が本件支出の違法原因として主張する条例自体の違法性は存在しない。本件支出は、法の趣旨に則し、各委員の職責、勤務の実態等を考慮して県議会での議決を経て適法に制定された各種委員等給与条例の規定に基づき、県議会の議決を経て定めた予算の執行として、岐阜県会計規則等の定める手続により行ったものであるから、適法な財務会計行為であるというべきである。

5 結語

以上のとおり、法203条の2第2項ただし書に基づき、議会において適法に各種委員等給与条例（乙第2号証）が制定され、当該条例の規定に基づき、岐阜県会計規則等に定める手続にしたがって行った本件支給に何ら違法な点はないから、原告らの請求は棄却されるべきである。

以 上

行政委員会の非常勤委員の月額報酬

	委員	月額報酬 (円)		
		平成21年3月まで	平成21年4月から 平成22年3月まで	平成22年4月から
行政委員会	委員長である委員	220,000	206,800	189,200
	その他の委員	190,000	178,600	163,400
教育委員会	委員長である委員	220,000	206,800	189,200
	その他の委員	190,000	178,600	163,400
選挙管理委員会	委員長である委員	220,000	206,800	189,200
	その他の委員	190,000	178,600	163,400
人事委員会	委員長である委員	220,000	206,800	189,200
	その他の委員	190,000	178,600	163,400
公安委員会	委員長である委員	220,000	206,800	189,200
	その他の委員	190,000	178,600	163,400
労働委員会	委員長である委員	220,000	206,800	189,200
	その他の委員	190,000	178,600	163,400
収入委員会	委員長である委員	110,000	103,400	94,600
	その他の委員	100,000	94,000	86,000